



2025年2月20日

Codo Advisory 株式会社（以下、「当社」）は、金融庁の「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同します

当社企業のグリーントランスフォーメーションのあらゆる段階を支援しており、GX変容を目的とするファイナンスニーズに応えるためにセカンドパーティオピニオン（SPO）を提供しています。そのため、ESGを巡る社会全体の動きを理解しつつ、ESG評価・データ提供機関が合理的な根拠と専門的・職業的な判断に基づき、適切に評価・データを提供する役割の重要性を自覚し、適正な業務運営を確保するために、その原則と指針を遵守いたします。

規範の各原則および各指針に対する当社の見解については、以下をご参照ください。

原則1（品質の確保）

ESG評価・データ提供機関は、提供するESG評価・データの品質確保を図るべきであり、このために必要な基本的手続き等を定めるべきである。

- 当社は、自社ESG評価サービスの品質確保の必要性を認識しており、各指針に関して実効的な措置を取るよう適切な組織体制と内部方針を定めおります。

原則2（人材の育成）

ESG評価・データ提供機関は、自らが提供する評価・データ提供サービスの品質を確保するために必要な専門人材等を確保し、また、自社において、専門的能力の育成等を図るべきである。

- 当社は自社ESG関連サービスの品質確保のために専門的・職業的技術と知見を有する専門人材等を確保するため、適切な人材育成ができる研修の実施と、出資会社を通じた専門人材の雇用を実施しています。

原則3（独立性の確保・利益相反の管理）

ESG評価・データ提供機関は、独立して意思決定を行い、自らの組織・オーナーシップ、事業、投資や資金調達、その他役職員の報酬等から生じ得る利益相反に適切に対処できるよう、実効的な方針を定めるべきである。利益相反については、自ら、業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減するべきである。

- ・当社は、独立性確保・利益相反の適切管理は、ESG 評価の品質と信頼性、客観性を担保する基礎となるものであることを重く認識しており、潜在的な利益相反が生じる場面を特定し、回避・管理ができるよう組織内で適切な方針策定と実施を行っています。独立性については、評価対象の企業、投資家、その他金融機関等から、不当な影響力受けることなく、専門的に評価を行うことが出来る環境を確保しております。

原則 4 （透明性の確保）

ESG 評価・データ提供機関は、透明性の確保を本質的かつ優先的な課題と認識して、評価等の目的・基本的方法論等、サービス提供に当たっての基本的考え方を一般に明らかにするべきである。
また、提供するサービスの策定方法・プロセス等について、十分な開示を行うべきである。

- ・当社は、透明性の確保は ESG 評価の品質確保や、データと評価の信頼性・納得感の向上につながるものであることを認識しています。ESG 評価の情報提供者に対し、評価がどのように決定されるかを理解できるように、評価手法やプロセス、評価目的・基本的方法論を含む基本的考え方も適切に開示しています。

原則 5 （守秘義務）

ESG 評価・データ提供機関は、業務に際して非公開情報を取得する場合には、これを適切に保護するための方針・手続きを定めるべきである。

- ・当社は、業務上使用する機密情報の取扱いに関する社内規定を定めております。ESG 評価の従事者は、ESG 評価業務を通じて知り得た情報は当該規程に基づいて管理・保護する方針としています。

原則 6 （企業とのコミュニケーション）

ESG 評価・データ提供機関は、企業からの情報収集が評価機関・企業双方にとって効率的となり、また必要な情報が十分に得られるよう、工夫・改善すべきである。

評価等の対象企業から開示される評価等の情報源に重要又は合理的な問題提起があった場合には、ESG 評価・データ提供機関は、これに適切に対処すべきである。

- ・当社は、評価対象企業との間の円滑なコミュニケーションが、信頼関係の醸成、評価サービスの質と効率的、改善に繋がる有効性、そして持続可能な形で提供していく観点から不可欠な要素であることを認識しております。統一窓口を設置し、評価対象企業と適切なコミュニケーションが図られるよう、実効的な内部方針・手続きを定めています。

以上